

# 市庁舎西別館と北別館の耐震補強工事を行います

問 財政課契約・管財係 ☎72-2111 内線233

1

市は、庁舎の耐震診断結果を受けて、災害に強い庁舎とするために、市役所西別館と北別館の耐震補強工事を行います。なお、耐震補強と併せて、トイレの改修や屋上の防水工事を行います。

工事に伴い、トイレや階段の利用ができなくなるほか、通路の通行や駐車場の利用を一部制限します。市民の皆さんには大変ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

## 工事期間

西別館 11月下旬まで

北別館 10月下旬～平成27年1月下旬

※工事の進み具合で期間が変更になる場合あり

## 作業時間

午前8時～午後5時

※工事内容により時間延長の場合あり。  
騒音がする工事はできるだけ閉庁日  
(土・日曜日)を中心に作業



■ 通行不可・利用不可の箇所  
■ 幅が狭くなる箇所



## 北別館



### 利用を制限する施設と期間

#### 西別館

- 1 1階から3階までのトイレと屋内階段  
→11月上旬まで利用不可
- 2 1階から3階までの屋内階段南側廊下  
→10月下旬まで廊下の幅が狭くなります  
※本館から西別館への通抜けは可能
- 3 本館と西別館の間の地上スペース  
→10月中旬まで通り抜け不可

- 西別館内の各部署へは
  - ① 本館から連絡通路
  - ② 西別館玄関
  - ③ 西別館北側屋外階段
 をご利用ください

#### 北別館

- 4 北別館南側駐車場の一部  
→10月下旬～平成27年1月中旬まで利用不可  
※まごころ駐車場と東町公園側の駐車場は利用できます
- 5 1階と2階のトイレ  
→11月上旬～下旬

## 西鉄小郡駅前周辺を自転車等放置禁止区域に指定しました

協働推進課防災安全係 ☎72-2111内線253

西鉄小郡駅前では、歩道上に駐輪される自転車が多く、歩行者の安全な通行の妨げになるとともに、都市景観の悪化を招いています。そこで、「小郡市自転車等の放置防止に関する条例」を制定し、7月1日に西鉄小郡駅前を「自転車等放置禁止区域」に指定しました。

平成27年1月1日からこの区域内に放置された自転車および原動機付自転車(以下「自転車等」)は即日撤去します。

### 自転車等の「放置」とは

自転車等の利用者が利用中の自転車等から離れ、すぐに移動させることができない状態をいいます。

### 撤去した場合

撤去した自転車等は、自転車等保管場所(場所は決まり次第お知らせします)に保管します。自転車等を引き取る場合、本人確認書類(氏名、住所などの記載があるもの)の提示や撤去・保管料を支払う必要があります。

※撤去後6か月経過した自転車等は処分します

**撤去・保管料** 自転車1,080円 原動機付自転車1,620円

### ルールを守り、きれいで安全なまちを

自転車等を利用する際は、駐輪場を利用し、駐輪場以外に放置しないようにしましょう。西鉄小郡駅や甘木鉄道小郡駅を利用するときは高架下駐輪場を利用してください。一人ひとりがルールを守り、きれいで安全なまちづくりに、ご協力をお願いします。



## 父子福祉資金が創設されます

提出 子育て支援課児童家庭係 ☎72-2111内線474 北筑後保健福祉環境事務所社会福祉課 ☎30-1072

母子家庭や寡婦を対象としている福祉資金の貸付制度に加え、10月1日から父子家庭の人を対象とした福祉資金の貸付制度が始まります。

### 資金の種類

- ・ 児童の修学に必要な資金
- ・ 父子家庭の父または児童が就職に必要な知識技能を習得するために必要な資金
- ・ 父子家庭の父が事業を開始または継続するために必要な資金

### 対象

- ・ 配偶者がいない男性で児童(20歳未満)を扶養している人
- ・ 配偶者がいない男性に扶養されている児童(その児童の修学のための資金に限る)

### 要件

- ・ 償還の意思および償還の能力がある人
- ※償還能力、貸付金額に応じて連帯保証人が必要。連帯保証人がいないと貸付けができない場合あり
- ※貸付けにあたり特に必要性の審査を行います。所得が高い人は貸付けを受けられない場合あり

### 父子福祉資金とは

父子家庭の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、併せてその扶養している児童の福祉を増進することを目的に、必要に応じた資金の貸付けを行います。貸付制度のため、返済の必要があります。

### 手続方法

- ①北筑後保健福祉環境事務所社会福祉課または子育て支援課に連絡後、申請書と添付書類を提出
  - ②提出後、北筑後保健福祉環境事務所が申請書や添付書類をもとに審査
- ※貸付けを受ける人と連帯保証人に面接を行います
- ※審査の結果、貸付けを行うことができない場合があります

## 国指定史跡の小郡官衙遺跡で 新たに大型建物跡を発見

奈良時代に当時の小郡市(南部の一部地域を除く)が属していた筑後国御原郡の役所の跡とされている国指定史跡の小郡官衙遺跡で、7世紀から8世紀に建てられたとみられる新たな大型建物跡が発見されました。



現地説明会と史跡案内ボランティアによる案内を7月20日に行い、115人が参加しました。

同遺跡では、第Ⅰ期(7世紀中ごろ～後半)、第Ⅱ期(7世紀末～8世紀前半)、第Ⅲ期(8世紀中ごろ～後半)と変遷し、大型建物群などが見つかっています。

新たに発見された第Ⅱ期に建てられた建物(南北4.8メートル、東西9メートル)や第Ⅲ期に建てられた建物(南北10メートル以上、東西6.4メートル)などで、当時の役人が宿泊した官舎の跡とされます。

今回の発見から、官舎群はさらに北側まで広がっていると思われる。また、役所の機能が下高橋官衙遺跡(大刀洗町)に移転した8世紀中ごろから後半にも、建物群は規模を維持しており、御原群衙の役所としての機能の一部が残されたと思われる。

岡文化財課  
☎75-7555

## 旧松崎宿旅籠油屋(中油屋)の 復原現場見学会を開催しました

7月27日、復原を進めている旧松崎宿旅籠油屋(中油屋)の復原現場見学会を開催しました。

見学会では、新たに発見・判明したことの説明も行いました。また、前日には上棟式で餅まきを行い、大いに盛り上がりました。

岡文化財課  
☎75-7555



建物は最初に建てられた後、使いつづけられる間に、補修などで手が加えられています。そのため、過去の材料を次々に外していきながら、建物の調査を行ってきました。この調査で次のことがわかりました。

- ① 中油屋の建築年代が、天井の梁に打ち込まれた木栓の字により嘉永2年(1849年)と判明
- ② 床下に胎盤や生まれた子のへその緒を入れて、子の成長を願うために埋める胞壺(えな)と思われるものが出土
- ③ 中油屋は茅葺きの屋根だったことが、天井の梁に落ちていた茅から判明

今後、今回の調査で判明したことを踏まえながら、建築当時の松崎宿旅籠油屋(中油屋)への復原を進めていきます。